

**指定病院及び指定老人ホーム等
指定施設における不在者投票の
事 務 処 理 要 領**

令和8年4月

石巻市選挙管理委員会

～ はじめに ～

不在者投票制度は、法律で定められた一定の事由によって、投票日に自ら投票所へ行って投票することができない選挙人のために、投票日の前でも投票することができるように設けられた制度です。

しかし、この制度は一般投票に対して例外的な取扱いであるため、その濫用を防止し、不正の混入を避け、公正な投票を保持する配慮から、公職選挙法及び公職選挙法施行令において、不在者投票のできる者、不在者投票の手続き、不在者投票を行う場所等が綿密に規定されており、手続き等に規定違反があった場合は、選挙無効や当選無効の要因となります。

このためにも不在者投票に関する請求、投票、送致の諸手続き事務を行うときは、その都度本要領をはじめ関係法令を遵守され適正な処理をしてください。

なお、事務処理上、疑問な点がある場合には、石巻市選挙管理委員会へお問い合わせをいただき、適切な事務処理を行われますようお願いいたします。

令和8年4月

石巻市選挙管理委員会

この手引きは、指定施設等における不在者投票事務について、実際の事務の流れに沿って説明したものです。したがって、不在者投票制度の体系的な理解には不便かもしれませんが、この手引きの記載事項に留意すれば誤りなく実施できるような構成にしております。

指定施設等においては、不在者投票を行う前に従事される職員の皆さん全員がこの手引きを必ず一読され、不在者投票の事務を適正に行うようお願いいたします。

目次

○石巻市議会議員一般選挙に関する注意事項	<u>3</u>
Ⅰ 不在者投票の事務手続きの流れ	<u>4</u>
Ⅱ 不在者投票管理者の資格と役割	<u>6</u>
Ⅲ 準備	<u>8</u>
1 対象となる選挙の確認	<u>9</u>
2 不在者投票をすることができる方	<u>10</u>
3 選挙人への周知	<u>11</u>
4 投票用紙等の請求・交付の手続	<u>13</u>
5 投票記載場所の設備	<u>15</u>
6 投票立会人・代理投票補助者・事務従事者の選任	<u>17</u>
7 外部立会人選任の努力義務	<u>18</u>
Ⅳ 投票	<u>19</u>
1 不在者投票ができる期間、時間	<u>20</u>
2 不在者投票の方法	<u>20</u>
3 外封筒・内封筒等の記載方法	<u>24</u>
4 代理投票	<u>27</u>
5 ベッドの上での投票	<u>31</u>
6 郵便等による不在者投票	<u>32</u>
Ⅴ 終了後の手続き	<u>33</u>
1 投票の送致	<u>34</u>
2 不在者投票特別経費の請求	<u>36</u>

○ 石巻市議会議員一般選挙に関する注意事項

今回執行の石巻市議会議員一般選挙は、令和8年5月17日に告示し、令和8年5月24日を選挙期日（投票日）に決定しました。

1 不在者投票ができる期間

告示日の翌日（5月18日）から選挙期日の前日（5月23日）までの6日間、毎日午前8時30分から午後5時までです。

2 不在者投票ができる方

令和8年5月16日現在の選挙人名簿に登録されている方です。
なお、その他の要件については10ページを参照してください。

3 投票用紙及び不在者投票用封筒が請求できる期間

選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日までの間できるのはもちろんですが、選挙期日の告示日前でも請求できます。詳しくは20ページを参照してください。

4 投票用紙の区分

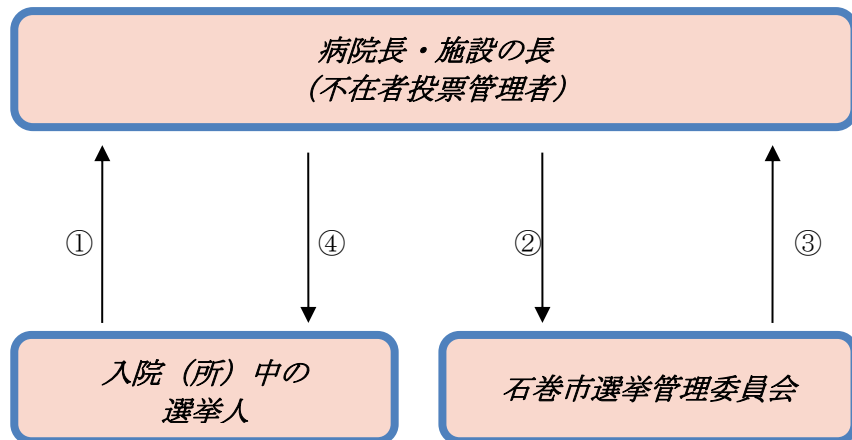
今回の石巻市議会議員一般選挙では、投票用紙の紙色等を次のとおりとしております。投票用紙の交付に当たっては、他の選挙管理委員会交付の投票用紙と誤りのないようにしてください。

石巻市議会議員一般選挙 紙の色 → 白色 字の色 → 黒色

I 不在者投票の事務手続きの流れ

病院長（施設の長）が投票用紙等を選挙人に代わり請求する場合 （代理請求）

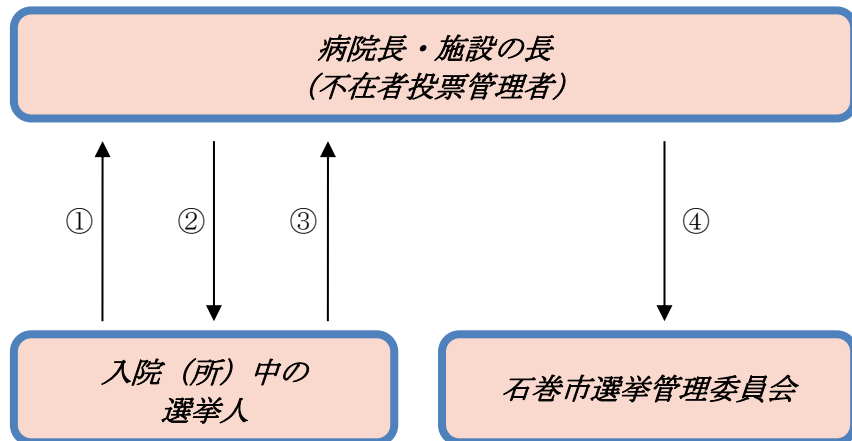
【準備（請求）】



- ① 選挙人が投票用紙の代理請求を依頼（様式1）
- ② 投票用紙等の交付を選挙管理委員会に請求（様式2、3）
- ③ 選挙管理委員会は投票用紙、不在者投票用封筒を交付
- ④ 病院長・施設の長は投票用紙、不在者投票用封筒を選挙人へ交付

※様式は「VI 各種様式」を参照してください。

【投票】



- ① 投票場所で不在者投票管理者に投票用紙を提示し、投票用紙に記載し、封筒に入れて署名、不在者投票管理者に提出
- ② 不在者投票管理者記名、投票立会人署名、選挙人へ返還
- ③ 投票箱へ投函
- ④ 不在者投票用封筒を送致用封筒に入れて記名押印後、送致

【経費の請求】

所定の手続きが終了後、不在者投票特別経費を請求（石巻市長あて）（様式8）

Ⅱ 不在者投票管理者の資格と役割

1 不在者投票管理者、不在者投票管理者の職務代理者の資格

不在者投票は、不在者投票管理者の管理の下に執行されることとなります。このため、その資格要件は公職選挙法施行令（第55条第4項）で次のとおり定められています。

また、病院長若しくは施設の長に事故があり、又は欠けた場合には、指定病院にあっては、病院長の職務を代理すべき医師の資格を有する者（指定介護老人保健施設においても同じ。）が、他の指定施設等にあっては、施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（令第55条第9項）

種別	不在者投票管理者	不在者投票管理者の職務代理者
指定病院	病院長 (医師の資格を有する)	病院長の職務を代理すべき医師の資格を有する者
指定介護老人保健施設	施設の長 (医師の資格を有する)	施設の長の職務を代理すべき医師の資格を有する者
国立保養所、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、婦人補導院	施設の長 (または管理者)	指定の長(または管理者)の職務を代理すべき者

2 不在者投票管理者の役割

不在者投票管理者は、不在者投票の事務手続き全体を管理執行し、不在者投票事務に従事する者の指揮監督や手続きのすべてについて最終的な決定を行います。

主な役割として次の7つの事項があります。

事項	役割
請求	選挙人の依頼に基づき、投票用紙等を市区町村の選管に請求
交付	市区町村の選管から受け取った投票用紙等を選挙人に交付
選任	不在者投票立会人等の選任
設備	不在者投票記載場所の適正な設備
点検	投票用紙、不在者投票用封筒等を点検
代理投票	代理投票の申請を受け、その許否を決定
送致	不在者投票を送致

◆チェックポイント◆

- 不在者投票管理者は、前もって事務全体の分担や処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように点検しておいてください。
- 病院長若しくは施設の長が選挙に立候補する場合、または外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。（令第55条第8項）
- 不在者投票管理者は、不在者投票に関して、業務上の地位を利用して選挙運動することができません。（法第135条第2項）

III 準備

1 対象となる選挙の確認

(1) 不在者投票ができる選挙

指定施設等で不在者投票ができる選挙は次のとおりですが、選挙の種類により、管理する選挙管理委員会（以下「選管」という。）が定められています。

なお、投票用紙等の請求や不在者投票終了後の送致などの手続きは、すべて市区町村の選管に対し行うことになります。

区分	選挙の種類
県選挙管理委員会	衆議院議員総選挙（小選挙区と比例代表） 参議院議員選挙（選挙区と比例代表） 県知事選挙 県議会議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査 県議会の解散、議会の議員及び長の解職の投票、特別法の議決に伴う県民の賛否投票
市町村選挙管理委員会	市町村長選挙 市町村議会議員選挙（今回の選挙） 市町村の議会の解散、議会の議員及び長の解職の投票、特別法の議決に伴う関係市町村の住民の賛否投票

(2) 選挙が行われることの選挙管理委員会からの通知等

県選管が管理する選挙については、選挙が行われる場合に、その旨通知されるとともに、事務取扱説明会が開催されます。

市町村選管が管理する選挙については、原則としてホームページでのお知らせのみとなります。

2 不在者投票をすることができる方

(1) 選挙人の要件

次の3つの要件すべて満たしていることが必要です。

- ① 選挙権を有し、今回の石巻市議会議員一般選挙に関しては、令和8年5月16日現在の選挙人名簿に登録されている方になります。
- ② 指定施設等に入院または入所中であること。
- ③ 選挙期日（投票日）〈令和8年5月24日〉に次のいずれか1つに該当する見込みであること。
 - a 入院または入所中で、疾病・負傷・妊娠・老衰・身体の障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であると認められるもの。
 - b 歩行が可能である者については、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外にある指定施設等に入院または入所中であること。

(2) 投票意思の確認

不在者投票管理者は、上記の要件をすべて満たしている選挙人からの投票したい旨の申し出があった場合に限り、投票用紙等の代理請求を行うことになります。

◆チェックポイント◆

- 選挙人名簿への登録は、石巻市選挙管理委員会が公職選挙法等の年齢要件と住所要件に基づき職権で行っています。登録の有無を確認する必要がある場合は、石巻市選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 選挙人が疾病、負傷等により歩行が困難であることとは、選挙期日（投票日）に、歩行が困難であると予想される場合のことであって、不在者投票を行うとき、現に歩行が困難でなくてもよいとされています。例えば、選挙当日は手術を行うのでその前の歩行可能な間に不在者投票をしようとする場合が考えられます。
- 選挙期日（投票日）の前日までに退院（退所）することが確実な者は指定施設等において不在者投票をすることができません。
- 自分が所属する投票区内の指定施設等に入院（入所）中の方で歩行ができる場合は指定施設内で不在者投票をすることはできません。（入院（入所）中の指定施設等が自分が所属する投票区外にあれば、不在者投票をすることができます。）

3 選挙人への周知

不在者投票管理者は、選挙が行われることになった場合は、事務処理がスムーズに行われるよう、まず不在者投票の事務全体の処理について計画を立てることになります。合わせて、入院（入所）中の方に、選挙が行われることをあらかじめ周知することが大切です。（「記載例1」参照）

また、不在者投票を行う前にもスムーズな不在者投票事務が行えるよう、入院（入所）中の方に不在者投票の方法等をあらかじめ周知しておくことが適切です。（「記載例2」参照）



◆記載例 1（選挙が行われることのお知らせ）

入院（入所）されているみなさまへ

石巻市議会議員一般選挙が令和8年5月24日に執行されることとなりました。

当病院（施設）は不在者投票を行うことができる施設の指定を受けておりますので、告示日の翌日以降に不在者投票を行います。不在者投票は次の方が対象となりますので、希望される方は別添依頼書により不在者投票管理者（病院長若しくは施設の長）あてに投票用紙等の代理請求の依頼をしてください。

◎不在者投票ができる方

選挙人名簿に登録されている方で、5月24日の投票日、次のいずれかに当てはまる見込みの方

- 1 当病院（施設）に入院（入所）中の方で、疾病・負傷・妊娠・老衰・身体の障害若しくは産褥等の理由のため歩行が困難である。
- 2 歩行が可能な方は、当病院（施設）が所属する〇〇市（町・村）の△△投票区の区域外にご自分の本来投票する投票所があること。

◆記載例 2（不在者投票の方法のお知らせ）

不在者投票をされるみなさまへ

令和8年5月24日に執行される石巻市議会議員一般選挙の不在者投票を5月18日から5月23日まで〇〇室で行います。不在者投票は次の手順でおこなわれますので、当日までに次のことをよく読んでおいてください。

◎不在者投票の方法

- 1 投票所に入ったら、まずは受付で本人確認を経て、投票用紙と不在者投票用封筒（内封筒と外封筒）の点検・交付を受けてください。
ご自分で投票用紙等を請求された方は、受付に投票用紙と不在者投票用封筒、さらに不在者投票証明書を提示し、確認を受けてください。
なお、事前に投票用紙に候補者の氏名を書いておくことはできません。
また、ご自分で投票用紙に書くことが困難なため代理投票を希望される方や点字での投票を希望される方はその場で申し出て、係員の指示に従ってください。
- 2 次に投票記載台へ行き、投票用紙に候補者1人の氏名を記載します。
- 3 記載し終わったらその投票用紙を内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をし、外封筒の表面にご自分の氏名を署名（必ず自書）してください。署名がなければ、投票は受理されません。なお、投票記載台には立候補者等の氏名掲示はありませんので、あらかじめ投票する候補者の氏名等を確認しておいてください。
- 4 署名が済んだら不在者投票管理者へ提出します。そこでは不在者投票管理者が外封筒に必要事項を記載し、投票立会人が署名をします。
- 5 あとは投票箱へ入れ、投票所を出て、投票は終わりになります。

※ 投票している間は私語を慎み、周りの方の迷惑にならないようにしましょう。

※ 今回の投票用紙の色は、石巻市議会議員一般選挙：白色となりますので、お間違えのないようご注意ください。

4 投票用紙等の請求・交付手続

投票用紙と不在者投票用封筒を市区町村の選管に請求する方法は、不在者投票管理者が選挙人に代わって請求する方法（代理請求）と選挙人が自ら請求する方法（本人請求）の2つの方法があります。（令第50条）

（1）不在者投票管理者が選挙人に代わって請求する方法 （代理請求）

① 選挙人の意思確認

要件を満たす選挙人から、投票をしたい旨の申し出があり、投票用紙、不在者投票用封筒については不在者投票管理者が代わって請求してほしい旨の依頼に基づいて行います。依頼の意思確認は、口頭でも可とされていますが、事後的なトラブルを予防するためできるだけ「依頼書」を受け取っておいてください。選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

② 請求先

選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市選管の委員長宛に投票日の前日までに直接又は郵送で請求してください。

③ 請求手続

郵送の場合は、「請求書」と「不在者投票者内訳」を名簿登録地の市選管の委員長宛に送付します。事務従事者が直接「請求書」と「不在者投票者内訳」を持参して請求する場合は、「指定施設等の長の使者である旨の証明書」と「受領書」が必要になります。

なお、点字投票の申出があった場合には、「不在者投票者内訳」の備考欄に「点字」と記載してください。

また、2つ以上の選挙が行われる場合には、選挙人から請求を受ける際に全ての投票用紙等を請求するのか、若しくはいずれかの選挙の投票用紙等を請求するのかを確認し、「不在者投票者内訳」の備考欄に明記してください。

④ 交付されるもの

市選管の委員長から不在者投票管理者に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒（内封筒・外封筒）」が交付されます。

⑤ 受領確認

送付された投票用紙の種類・枚数と請求した種類・枚数が一致しているか必ず確認してください。

⑥ 選挙人に交付

「投票用紙」と「不在者投票用封筒」を選挙人に交付し、すみやかに投票を行うことになります。

(2) 本人が自ら請求する方法（本人請求）

- ① 請求先
石巻市選挙管理委員会の委員長宛に自ら請求することになります。
- ② 請求手続
請求兼宣誓書を石巻市選挙管理委員会の委員長に提出（送付）します。
- ③ 交付されるもの
石巻市選挙管理委員会の委員長から、請求した選挙人本人に「投票用紙」「不在者投票用封筒（内封・外封筒）」さらに「不在者投票証明書」が交付（送付）されます。

◆チェックポイント◆

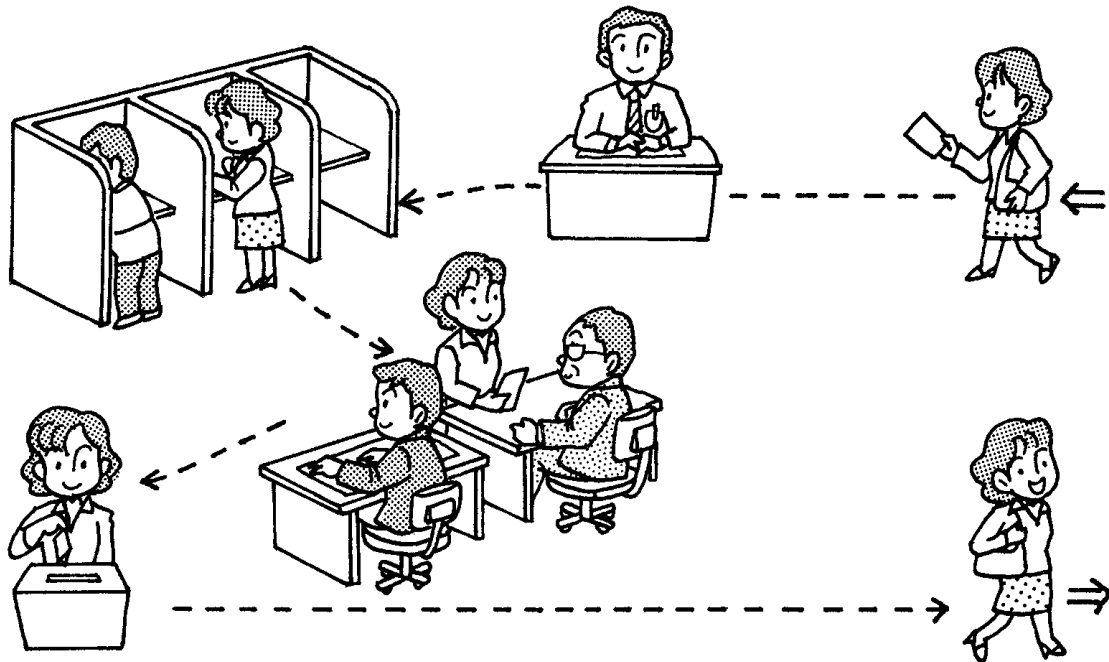
- 投票用紙等を石巻市選挙管理委員会に請求する場合、選挙期日の告示日から選挙の期日の前日までの間に請求できるのはもちろんですが、選挙期日の告示日前でも請求ができます。なお、請求及び投票用紙等の送致に要す期間を考慮して早めに請求するのが適当です。
- 一度、石巻市選挙管理委員会に代理請求を行った後に、当初は投票用紙等の請求依頼がなかった選挙人から、不在者投票のできる期間内に請求依頼があった場合には、不在者投票管理者は再度代理請求を行い投票させなければなりません。

5 投票記載場所の設備

不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また、投票用紙の交換その他不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければなりません。

投票記載場所の設備については、次のことに留意してください。

①	不在者投票管理者、投票立会人が選挙人の行動を見通すことができるか。
②	選挙人を威圧することなく、気軽に投票できるよう配置されているか。
③	投票記載台は投票の記載が他から見えないように設けられているか。
④	投票記載台には鉛筆が置いてあるか。
⑤	選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターは掲示されていないか。 (法第145条第1項、第201条の11第6項)

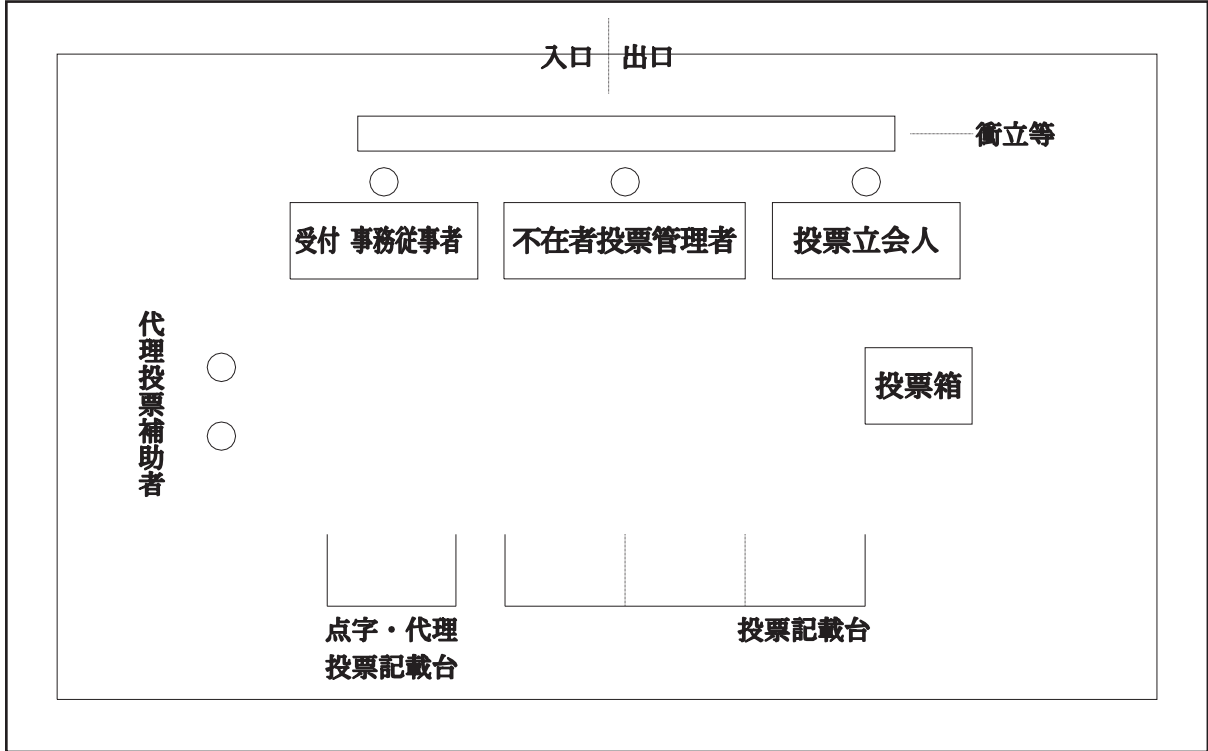


◆チェックポイント◆

- 投票記載台の設置にあたっては、台上に囲いを設けるなどして選挙人の投票の記載が他から見えないように配慮してください。
- たとえ、選挙人の便宜を図るためであっても、投票記載場所に候補者の氏名等を掲示することはできません。

不在者投票記載場所の配置図（例）

1つの選挙が行われる場合の例



6 投票立会人・代理投票補助者・事務従事者の選任

不在者投票管理者は、不在者投票を行うにあたり、投票立会人、代理投票の補助者、事務従事者を選任しなければなりません。

この場合、投票立会人、事務従事者はそれぞれの職を兼ねることができません。

代理投票を行う場合は、事務従事者のうちから補助者2人を定める必要がありますので、事務従事者は2人以上の人員を確保することが必要になります。

(1) 投票立会人

不在者投票管理者は、不在者投票を行う場合に、選挙権を有する者を投票立会人として最低1人選任し、必ず立ち会わなければなりません。(投票立会人のない投票は無効とされます。)

投票立会人は、投票用紙等の点検、代理投票、投票終了後の手続きなど不在者投票全ての手続きに立ち会います。

(2) 代理投票の補助者

不在者投票管理者は、代理投票を行う場合、投票立会人の意見を聴いて、指定施設において投票に係る事務に従事する者のうちから補助者2人を定めます。

代理投票又は代理投票の仮投票を行う場合は、補助者1人を必ず立ち合わせた上で他の1人が投票記載場所で選挙人の代理記載をすることになります。

(3) 事務従事者

不在者投票管理者の管理の下で、不在者投票事務処理簿により選挙人を確認し、投票用紙、不在者投票用封筒(外封筒、内封筒)を点検・交付します。

選挙人から代理投票をしたい旨の申請があったときは、その旨不在者投票管理者に告げ、その決定に従います。

不在者投票事務処理簿に所定事項を記載します。

◆チェックポイント◆

- 投票立会人の資格は選挙権を有すものであれば足够了。
- 不在者投票管理者、投票立会人及び代理投票の補助者は、法第255条の規定により職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等の適用がありますので、いやくもこの罰則に触れることのないように注意してください。
- 勘や過去の経験に頼らず、常に法規・実例・判例等に根拠をおいて、的確に処理してください。疑わしい点については、自分の考えだけで処理せずに石巻市選挙管理委員会へ遠慮なく尋ねてください。

7 外部立会人選任の努力義務

指定病院等の不在者投票においては、外部立会人を立ち合わせる事等の公正な実施確保の努力義務が設けられています。

外部立会人の選定等については、次の2つの方法があります。

(1) 不在者投票管理者が外部立会人を選定する方法

(2) 石巻市選挙管理委員会が外部立会人を任命する方法

- ① 指定病院等の不在者投票管理者は、石巻市選挙管理委員会と外部立会人の受入れ（日時等）を調整する。
- ② 市区町村選管は、あらかじめ作成した名簿から、外部立会人を選定（任命）し、外部立会人と不在者投票管理者に選定（任命）通知を送付する。
- ③ 不在者投票管理者は、外部立会人に立会人選任書を送付する。
- ④ 外部立会人は、立会人承諾書を送付した上で、指定病院等において立会人を実施する。

外部立会人を立ち合わせるできない場合は、

(3) 石巻市選挙管理委員会職員を派遣する方法 があります。

石巻市選挙管理委員会において外部立会人の調整ができない場合は、石巻市選挙管理委員会が、投票が行われている時間中に職員を派遣し、不在者投票が公正かつ適正に行われていることの確認を行います。

※ 立会い等の方法について、詳しくは、指定病院等が所在する市区町村の選挙管理委員会にお問合せください。

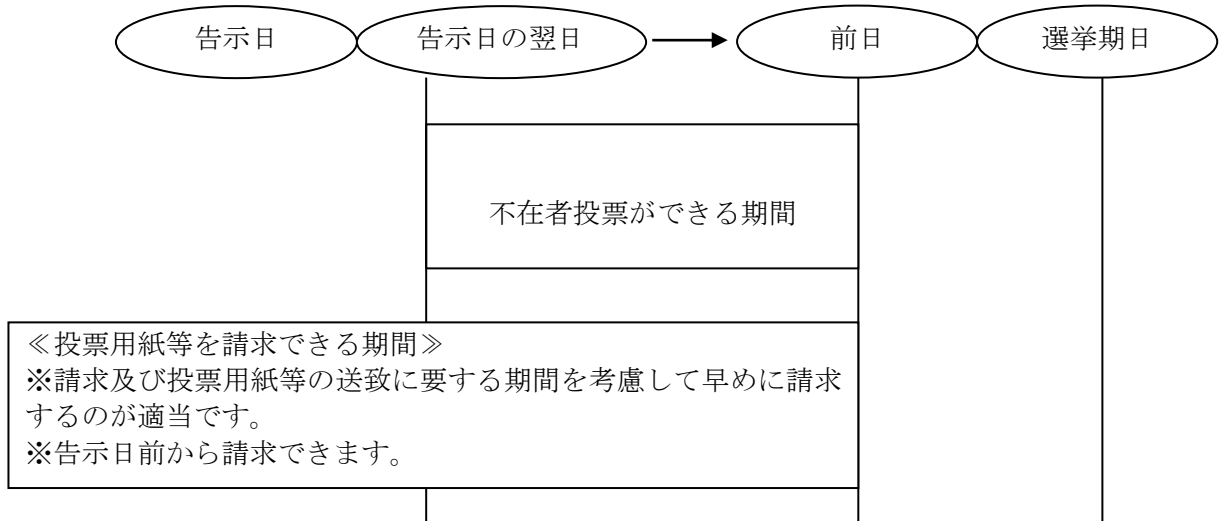
○石巻市議会議員一般選挙における外部立会人に要する経費の支払い

詳細については、別途、石巻市選挙管理委員会までお問合せください。

IV 投票

1 不在者投票ができる期間、時間

不在者投票ができる期間は、選挙の告示日の翌日（5月18日）から選挙期日の前日（5月23日）までとなり、不在者投票ができる時間は、不在者投票ができる期間の毎日午前8時30分から午後5時までとなります。



2 不在者投票の方法

(1) 選挙人の確認、投票の意思確認及び投票用紙等の点検・交付

事務従事者（受付）は、不在者投票事務処理簿により選挙人を確認するとともに、選挙人の投票意思を確認したうえで投票用紙、不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）を点検・交付してください。

この場合、事務従事者は不在者投票管理者の指揮監督の下に不在者投票事務に従事することになりますので、選挙人の確認や投票意思の確認の最終的な判断は不在者投票管理者が行うことになります。

また、選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合は、投票用紙、不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）のほか不在者投票証明書（封筒に入ったまま）も提示させ、所定のものであるか点検し、投票用紙、不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）を返付してください。

(2) 投票

①選挙人は

A	投票用紙に候補者1人の氏名を記載します。
B	記載後、自ら投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて、封をします。
C	自ら内封筒を不在者投票用外封筒に入れて、封をします。
D	外封筒の所定の欄に署名(自書)します。
E	不在者投票管理者に提出します。

②不在者投票管理者は

A	外封筒に選挙人の署名(自書)がはっきり書かれているか確認します。(署名がない場合は、投票が無効となるので特に注意してください。)
B	外封筒の裏面に次の記載(ゴム印等使用可)をします。 ・投票の年月日及び場所 ・不在者投票管理者の氏名
C	投票立会人に署名(自書)させます。

③投票立会人は不在者投票管理者が外封筒に記載後、署名(自書)します。

④代理投票を行う場合は27ページを参照してください。

(3) 投票箱へ投函

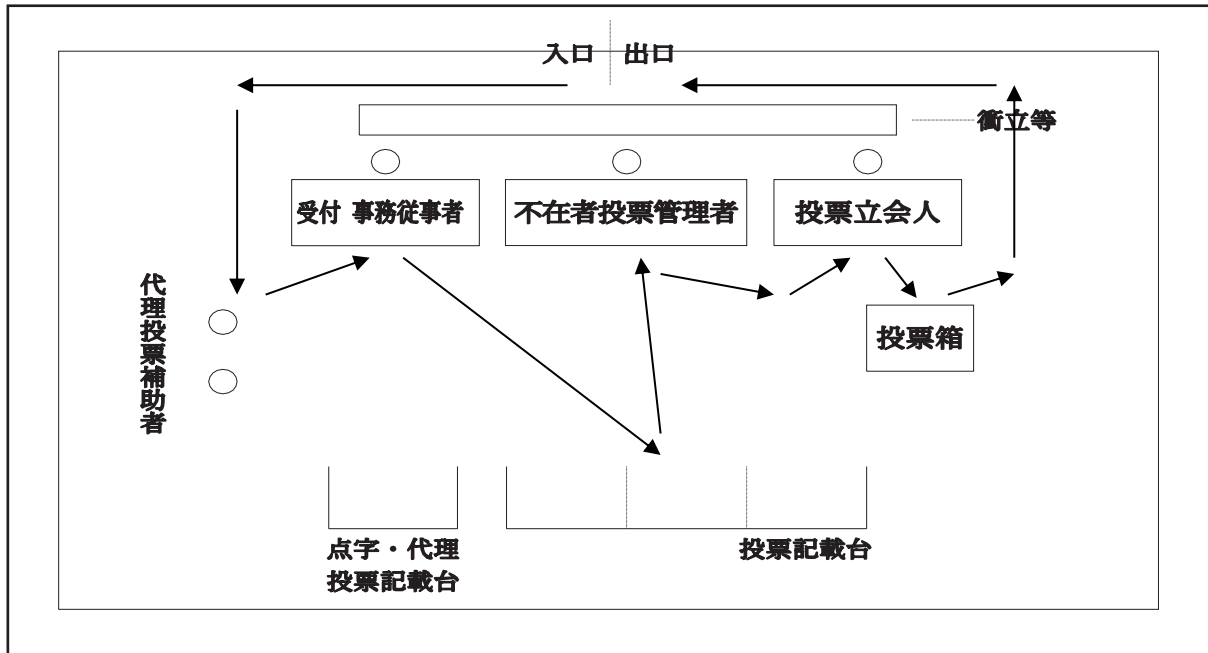
選挙人は、不在者投票管理者から投票の入った封筒の戻しを受け、その封筒を投票箱へ投函します。

投票事務従事者は、投票用紙等の交付を間違わないよう、また選挙別に説明しながら投票用紙等を交付するなどして選挙人が混乱しないように注意してください。

◆チェックポイント◆

- 選挙人の投票意思の確認にあたっては、選挙人が実際に投票意思を有し、投票(代理投票)ができるかどうか客観的に判断する必要があります。したがって、外観に現れない選挙人の内心まで推測して判断することはできません。
- 投票用紙に候補者の氏名等が事前に記載されているときは、当該選挙人に交付された投票用紙等を石巻市選挙管理委員会の委員長に返還し、それと引き換えに新しい投票用紙等の再交付の申請をさせた上で、所定の不在者投票を行わせてください。
- 本人請求の場合に、不在者投票証明書の封筒が、既に開披(開封)されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わずに投票させることはできません。
- 点字投票の場合の不在者投票用外封筒の表面の選挙人の署名は、不在者投票用内封筒を入れる前に点字で打たせてください。

不在者投票の方法



◆不在者投票管理者

- 1 選挙人から提出された投票用紙等を受け取ったときは、不在者投票用外封筒に
 - 投票の年月日
 - 投票場所
 - 不在者投票管理者の氏名を記載（必ずしも自書を要せず記名も可）し、投票立会人に署名（必ず自書のこと）させる。
- 2 投票済みの不在者投票用外封筒と不在者投票証明書（選挙人が自ら名簿登録地の市区町村選管の委員長に請求した場合に限る）を他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、更にその裏面に記名押印して直ちに名簿登録地の市区町村選管の委員長に送致する。
- 3 代理投票処理簿に所定事項を記載する。

◆選挙人

- 1 投票用紙に自ら候補者1人の氏名を記載し、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をした後、外封筒表面の「投票者」欄に選挙人の氏名を署名（自書）のうえ、不在者投票管理者に

提出する。

◆投票立会人

- 1 不在者投票用紙外封筒に署名（自書）する。
- 2 投票立会人は選挙権を有する者でなければならない。
- 3 不在者投票管理者と投票立会人とは兼ねることができない。
- 4 代理投票処理簿に所定事項を記載する。

◆事務従事者

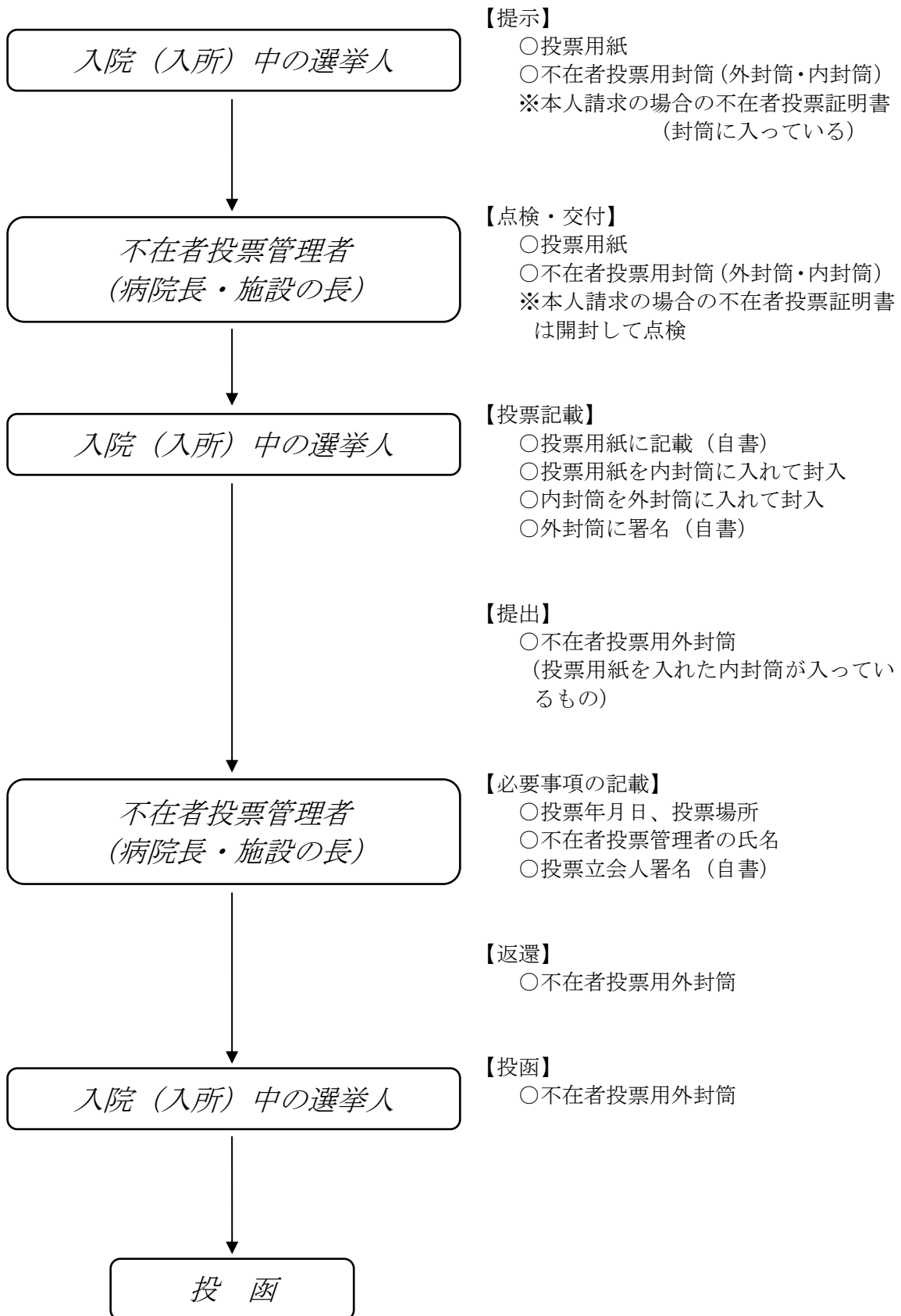
- 1 投票の意思確認（不在者投票管理者が最終決定）
- 2 不在者投票事務処理簿により選挙人を確認し、投票用紙、不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）を点検・交付する。
- 3 選挙人自らが投票用紙を請求した場合は、投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書（封筒に入ったまま）を提示させ点検し、投票用紙、不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）を返付する。
- 4 代理投票をしたい旨の申請があったときは、その旨不在者投票管理者に告げ、その決定に従う。
 - 不在者投票事務処理簿に所定事項を記載する。

○代理投票処理簿に所定事項を記載する。

◆代理投票の補助者

- 1 代理投票、代理投票の仮投票の際に2人でその補助にあたる。うち1人が代理記載人となり、
 - 代理記載人は選挙人の指示する候補者の氏名等を選挙人に代わって記載する。
 - もう1人の補助者は選挙人の指示どおりに記載されているか確認するためこれに立会う。
 - 代理記載人は記載の終わった後に記載内容について選挙人に確認のうえ、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をした後、外封筒表面の「投票者」欄に選挙人の氏名を選挙人に代わって記載し、もう1人の補助者は適切に行われているかどうかを確認するため、これに立会う。
- 2 代理投票の仮投票の場合には、この他に、外封筒表面の「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」欄に代理記載人本人の氏名を記載する。

不在者投票の流れ



3 外封筒・内封筒等の記載方法

◇ 外封筒（紙色 石巻市議会議員一般選挙：白）

例) 選挙人・・・・・・・・・・宮城太郎
不在者投票管理者・・・・・・・・仙台次郎
投票立会人・・・・・・・・石巻三郎

(裏)

(表)

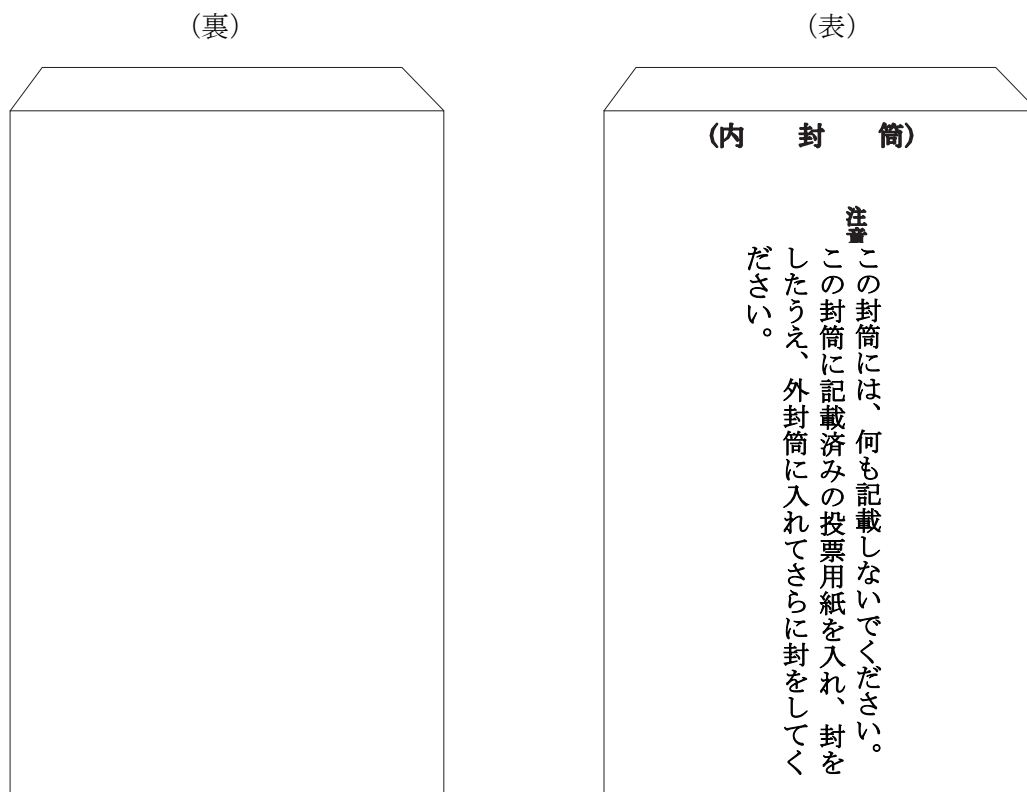
投票区	簿冊番号	頁	数	番号
備考				男・女

※投票後、不在者投票管理者が記載する。(ゴム印でも可)

※選挙人が必ず署名(自書)する。

※投票後、投票立会人が必ず署名(自書)する。

◇ 内封筒（紙色 石巻市議会議員一般選挙：白）



内封筒には何も記入しないでください。

◇ 投票用紙

(紙色 石巻市議会議員一般選挙：白)

候補者氏名 <small>こうほしやしめい</small>	<p>○ 注意 <small>ちゅうい</small></p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 <small>こうほしやしめい らんない ひとりか</small></p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 <small>こうほしや もの しめい しか</small></p>	石巻市議会議員一般選挙投票	石巻市選 管理委 員之印
----------------------------------	---	---------------	--------------------

4 代理投票

(1) 代理投票

代理投票を行うことができるのは、「心身の故障その他の事由」のため候補者の氏名を自書することができない選挙人が不在者投票管理者に申請（口頭で可）し、不在者投票管理者が正当な理由があると認めた場合に限られます。

① 不在者投票管理者は

A	投票立会人の意見を聴いて、指定施設において投票に係る事務に従事する者のうちから補助者2人を選任します。
B	その1人を代理投票の立会人として、他の1人を代理記載人とします。

② 代理投票補助者(代理記載人)は

A	投票記載所で選挙人の指示する候補者の氏名を投票用紙に記載します。
B	投票用紙の記載内容について選挙人に確認します。
C	投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をします。
D	内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をします。
E	外封筒の所定の欄に選挙人の氏名を記載（自書）します。
F	不在者投票管理者に提出します。

③ 代理投票補助者(代理投票の立会人)は

A	選挙人の指示どおりに代理記載がなされて、代理投票が公正に行われているかどうかを確認します。
---	---

④投票立会人は

A	不在者投票管理者に代理投票について意見を述べます。
---	---------------------------

※ 事務従事者は不在投票事務処理簿及び代理投票処理簿に必要事項を記載してください。

◆チェックポイント◆

- 代理投票を認めるかどうかについては、不在者投票管理者が最終的に判断して決定します。
- 代理投票の理由がないと不在者投票管理者が判断した時は、投票立会人の意見を聞いて代理投票を拒否することになります。
- 代理記載人は、選挙人の指示する候補者の氏名を口頭その他の方法により客観的に確認しなければならず、選挙人の意思を推測して判断することはできません。
- 代理記載人により記載済みの投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をする行為は、選挙人本人が行うことが望ましいが、できない場合は代理投票の補助者（2人のうちいずれか）が行います。

◇ 代理投票の場合の外封筒の記載例

例) 選挙人・・・・・・・・・・宮城太郎
 不在者投票管理者・・・・・・・・仙台次郎
 投票立会人・・・・・・・・石巻三郎

(裏)

(表)

投票年月日
 投票場所
 不在者投票管理者

令和〇年〇月〇日
 ○○○○市選
 仙台次郎

立会人
 石巻三郎

選挙
 不在者投票
 (印刷)

石巻市選
 選挙管理委員
 会之印

注意
 投票者側の氏名は必ず白
 分て書いてください。

投票者
 宮城太郎
 (代理投票の被投票者における
 代理投票人氏名)

投票区	郵便番号	頁	款	番号
備考				男・女

※投票後、不在者投票管理者が記載する。(ゴム印でも可)

※選挙人が必ず署名(自書)する。

※投票後、投票立会人が必ず署名(自書)する。

(2) 代理投票の仮投票

代理投票の仮投票を行うのは、次の2つ場合です。

- ① 選挙人から代理投票の申請があり、不在者投票管理者が代理投票の理由がないとみとめて、投票立会人の意見を聴いてその代理投票を拒否したが、代理投票を拒否された選挙人が異議を申し出た場合
- ② 選挙人から代理投票の申請があり、不在者投票管理者がその代理投票を認めたが、代理投票を認めることについて投票立会人が異議を申し出た場合

代理投票の仮投票の手順は代理投票と同様ですが、代理記載人は外封筒の所定の欄に選挙人の氏名を記載（自書）した後にさらに代理記載人の氏名を記載（自書）し、不在者投票管理者に提出します。

※ 代理投票の仮投票を行った場合は、事務従事者は不在者投票事務処理簿及び代理投票処理簿に記載してください。

◆チェックポイント◆

- 不在者投票管理者は、代理投票の理由がないと認める場合には投票立会人の意見を聞くだけで足り、それに拘束されるものではありません。
- 投票立会人の異議は、上記の(2)②のように、不在者投票管理者が代理投票を認めた時に限られるものであり、不在者投票管理者が代理投票を拒否し、選挙人が承服した場合にはたとえ投票立会人が異議を申し立てても仮投票をさせることはできません。その場合には、選挙人は自ら記載し投票することになります。

◇ 代理投票の仮投票の場合の外封筒の記載例

例) 選挙人・・・宮城太郎
 不在者投票管理者・・・仙台次郎
 投票立会人・・・石巻三郎
 代理記載人・・・塩竈四郎

(裏)

(表)

投票年月日
 投票場所
 不在者投票管理者

令和〇年〇月〇日
 ○○○○病院
 仙台次郎

立会人
 石巻三郎

選挙
 不在者投票
 (外封筒)

石巻市選
 挙管理委
 員会之印

投票者
 宮城太郎

代理記載人氏名
 塩竈四郎

注意
 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区	簿冊番号	頁数	番号
備考			男・女

※投票後、不在者投票管理者が記載する。(ゴム印でも可)

※代理記載人が選挙人に代わって選挙人の氏名を必ず署名(自書)する。

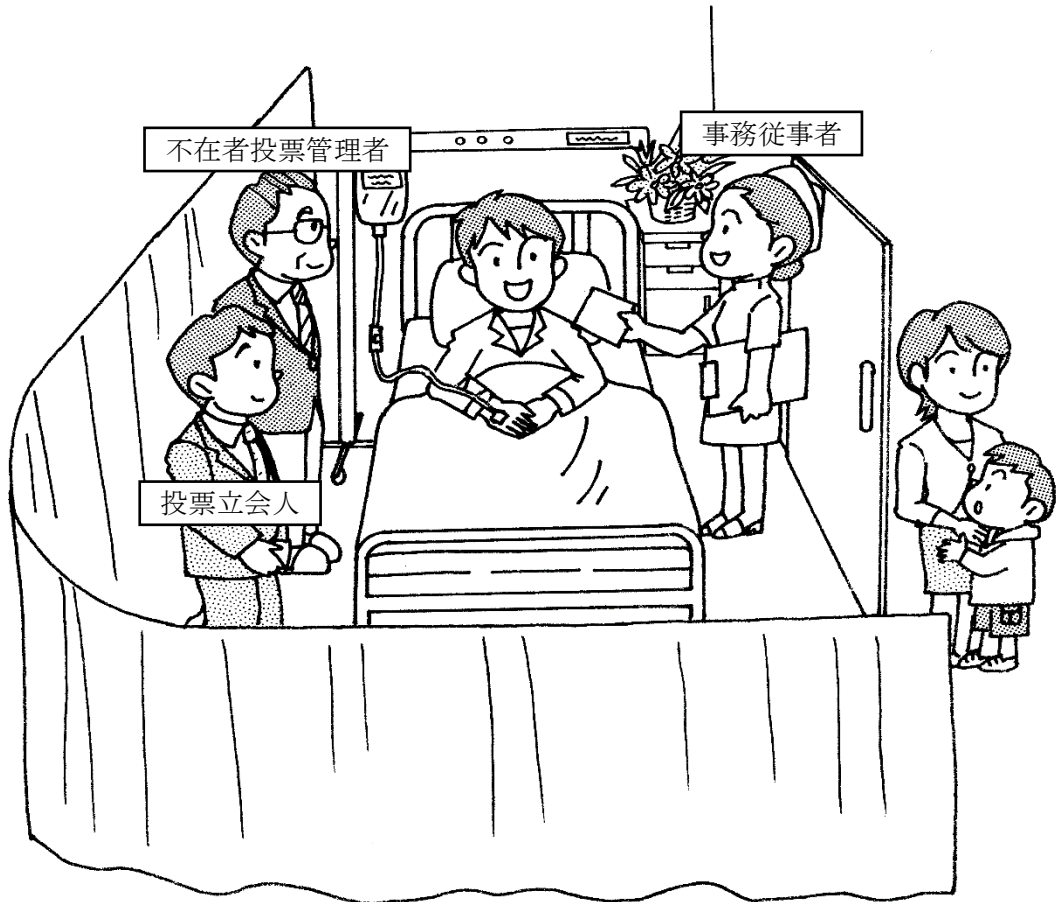
※投票後、投票立会人が必ず署名(自書)する。

※代理記載人が署名(自書)する。

5 ベッドの上での投票

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が著しく困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で投票立会人の立会いがある限り、ベッドの上ですることができます。

この場合は、不在者投票管理者の管理の下にベッドの上が投票記載場所になりますので、投票立会人、事務従事者以外の者（家族を含む）が立ち会うことのないよう投票の秘密保持に十分注意を払い、慎重な取扱いをしなければなりません。



◆チェックポイント◆

- ベッド周りにカーテンを引くなどして選挙人の投票の記載が他から見えないように配慮してください。
- ベッドの上において投票する場合は、ベッドの置かれている室が投票記載場所になりますので室内にも選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターを掲示することができないことになります。

6 郵便等による不在者投票

この制度は、一般の不在者投票制度のさらに例外的な制度として、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を所持する両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の障害若しくは移動機能の障害の程度が法令に定める一定の要件に該当する選挙人や介護保険法に規定する要介護者で法令に定める一定の要件に該当する選挙人が、不在者投票管理者や投票立会人の立会いは受けずに自宅あるいはその他現在する場所で自ら投票できる制度です。(法第49条第2項)

ただし、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村選管からあらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておく必要があります。

なお、入院(入所)中の選挙人でこの制度を利用できる者は、看護人(家族等)の手助け等によって、当該選挙人が選挙人名簿に登録されている市区町村から直接投票用紙等の送付を受けることになります。

この制度を利用できる選挙人は、指定施設等における不在者投票とは別に、自らベッド等で1人で投票用紙に記載し、郵便等をもって直接送付することになります。



V 終了後の手続き

1 投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人が投票を終了した後、直ちに次の手順により投票用紙等を石巻市選挙管理委員会に送致することになります。

①	不在者投票用外封筒の表面の投票者欄に選挙人の署名があるか確認してください。代理投票（の仮投票）の場合は、投票者欄（及び代理記載人の欄）に氏名の記載があるか確認してください。
②	不在者投票用外封筒の裏面に投票年月日、投票の場所、不在者投票管理者の氏名が記載され、また投票立会人の氏名が間違いなく署名（自書）されているか確認してください。
③	これを適当な封筒（送致用封筒）に入れて封をし（選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合は、不在者投票証明書も同封する）、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名、押印してください。
④	直ちに、これを石巻市選挙管理委員会に送致（直接持参又は郵送）してください。

※ 投票用紙等の請求は行ったが、何らかの理由で投票を行わなかった選挙人の投票用紙等は石巻市選挙管理委員会に返還してください。

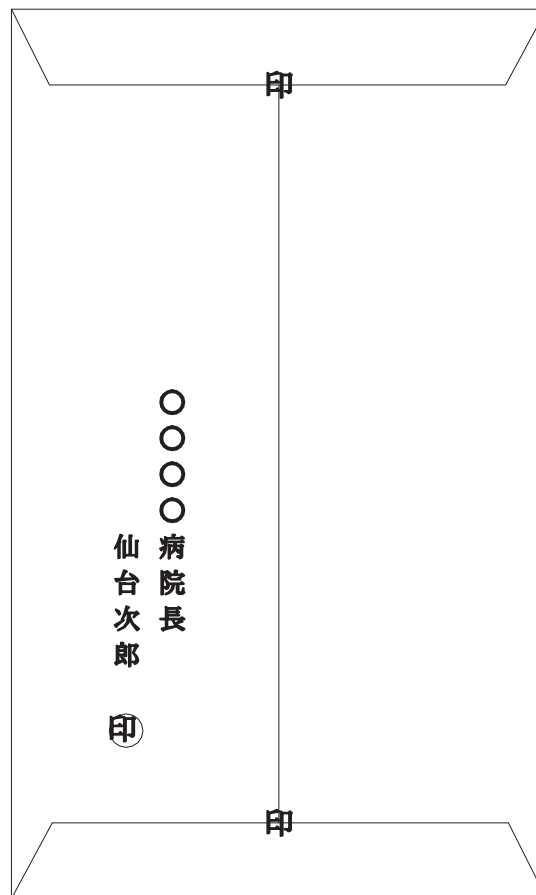
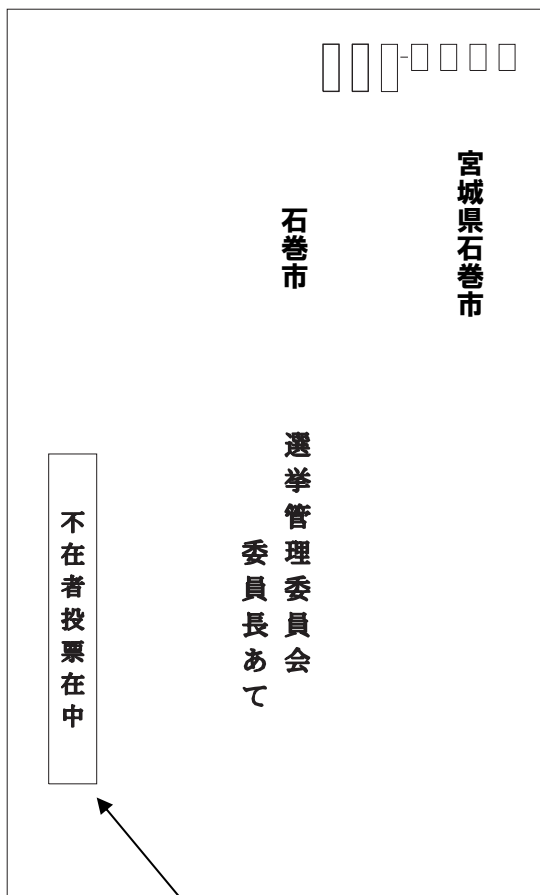
◆チェックポイント◆

- 上記②の投票年月日、場所、不在者投票管理者の氏名の記名、立会人の署名（自書）を忘れると、その投票は受理されず投票そのものが無効となりますので注意してください。（令第60条第1項）
- 不在者投票は、不在者投票管理者から石巻市選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区の投票管理者（当該選挙区が指定関係投票区である場合は当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に送致されますが、選挙期日（投票日）当日投票所を閉じる時刻までに送致されないときは、その不在者投票は無効となってしまいますので、時間的な余裕を考慮のうえ送付してください。

◇ 送致用封筒の記載例

(表)

(裏)



※朱書で記載してください。

2 関係書類の整備と保存

保存年限の定めはありませんが、概ね4年（次期選挙まで）は保存してください。

①	依頼書（様式1）
②	請求書（様式2）の写し
③	不在者投票者内訳（様式3）の写し
④	不在者投票事務処理簿（様式6）
⑤	代理投票処理簿（様式7）
⑥	不在者投票経費請求書（様式8）の写し
⑦	不在者投票立会人に係る経費請求書（※）の写し

（※）不在者投票立会人に係る経費請求書様式が必要な場合は、石巻市選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

2 不在者投票特別経費の請求

不在者投票管理者は、所定の手続きが終了した場合は、不在者投票の経費を請求します。
 なお、請求は、原則として選挙終了後に行ってください。

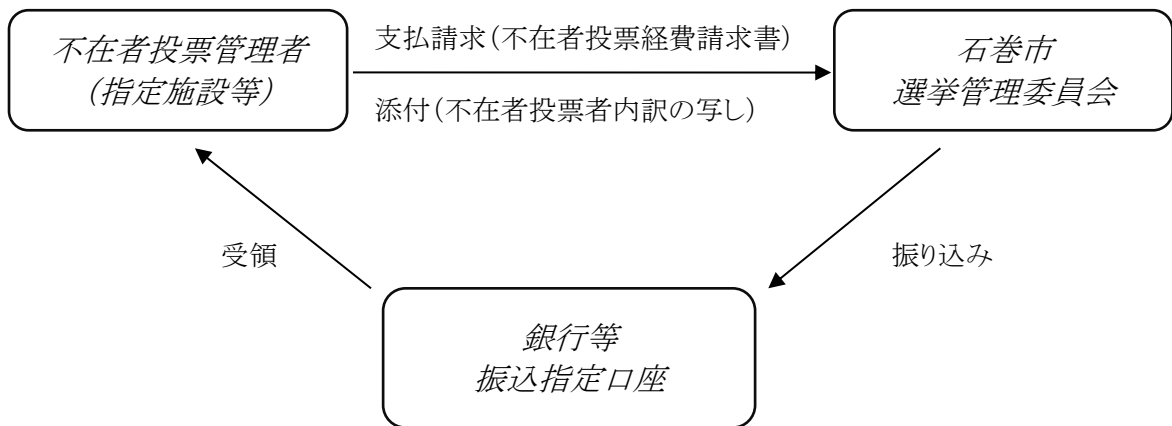
選挙の種類	請求先	請求書の送付先
国の選挙	宮城県知事	当該都道府県選挙管理委員会
宮城県の選挙		
他の都道府県の選挙	当該都道府県知事	
石巻市の選挙 (今回の選挙)	石巻市長	986-8501 石巻市穀町1 4番1号 石巻市選挙管理委員会 電話：0225-95-1111

請求額	不在者投票請求を行った選挙人1人について1, 236円 <u>(投票用紙の請求をしたが、実際投票を行わなかった選挙人については、請求額に含めないでください。)</u>
-----	--

請求時期	選挙終了後直ちに
------	----------

(市長、市議会議員の選挙の場合)

- 請求に必要な書類
 - ・不在者投票経費請求書
 - ・不在者投票者内訳の写し
- 経費請求と振り込みの流れ



◆チェックポイント◆

- 不在者投票経費請求書を送付する際、封筒に「不在者投票経費請求書在中」と記載してください。
- 不在者投票経費請求書を訂正する場合、必ず訂正印(代表者印)を押してください。なお、請求書の首標金額の訂正はできませんので、再度、請求書を作成してください。